

○一般競争入札方式の実施について（平成6年6月21日付け国地契第2号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>(別添1)</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 (入札説明書参照)</p> <p>(別添2) 標準入札説明書例</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>(イ) <u>子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）</u>の関係にある場合</p> <p>(ロ) <u>親会社等を同じくする子会社等</u>同士の関係にある場合</p> <p>② 人的関係 <u>次のいずれかに該当する二者の場合。</u>ただし、(イ)については、会社等（<u>会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。</u>）の一方が<u>再生手続が存続中の会社等又は更生会社</u>である場合を除く。</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員（<u>株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。</u>）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p><u>(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</u></p>	<p>(別添1)</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと <u>（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）</u>。（入札説明書参照）</p> <p>(別添2) 標準入札説明書例</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと <u>（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）</u>。</p> <p>① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。</p> <p>(イ) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 設計業務等の受託者等

(2) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 設計業務等の受託者等

(2) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

○一般競争入札方式の拡大について（平成17年10月7日付け国地契第80号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>(別添1) 入札公告 (建設工事)</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (入札説明書参照)</p> <p>(別添2) 標準入札説明書例 (本官契約の例)</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>(イ) <u>子会社等 (会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)</u> と <u>親会社等 (同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)</u> の関係にある場合</p> <p>(ロ) <u>親会社等</u> を同じくする子会社等 同士の関係にある場合</p> <p>② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等 <u>(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)</u> の一方が <u>再生手続が存続中の会社等又は更生会社</u> である場合を除く。</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員 <u>(株式会社の取締役 (指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社 (合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)</u> の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p><u>(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</u></p>	<p>(別添1) 入札公告 (建設工事)</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと <u>(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)</u>。(入札説明書参照)</p> <p>(別添2) 標準入札説明書例 (本官契約の例)</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと <u>(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)</u>。</p> <p>① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等 <u>(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)</u> である場合は除く。</p> <p>(イ) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等 <u>の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等</u> である場合は除く。</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 設計業務等の受託者等

(2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等^等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 設計業務等の受託者等

(2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。